

国民健康保険条例の改正などを可決

新教育委員、保谷さん任命に同意

9月1日から開会した第4回高山市議会定例会が9月18日、閉会しました。

今回の議会では、国の経済危機対策補正予算を活用した一般会計補正予算のほか、国民健康保険条例の改正などが、可決・同意されました。

【初日の議決内容は9月15日号】

○主な成立案件
報告案件(1件)
認定案件(1件)
▽平成20年度水道事業会計決算の認定

条例案件(2件)

▽出産育児一時金を暫定的に引き上げるための国民健康保険条例の改正など
事件案件(11件)

▽旧新張集会所(丹生川町)と旧浅井公民館(朝日町)の無償譲渡

▽市内の公共施設に地デジ対応テレビ815台、公用車にハイブリッド車12台を導入など

▽災害復旧事業や新型インフルエンザ備蓄品整備など

総額3億426万円を増額

予算案件(7件)

▽新たな過疎対策法の制定

議員発議(1件)

に関する意見書

する一般会計補正予算など

▽蔵柱、本郷(いずれも上宝町)の簡易水道の設備更新に1千900万円を増額する簡易水道事業特別会計補正予算など

人事案件(1件)

▽教育委員会委員に保谷卓也さん(八軒町)を任命することへの同意

▽新たな過疎対策法の制定

に関する意見書

する一般会計補正予算など

▽蔵柱、本郷(いずれも上宝町)の簡易水道の設備更新に1千900万円を増額する簡易水道事業特別会計補正予算など

人事案件(1件)

▽教育委員会委員に保谷卓也さん(八軒町)を任命することへの同意

▽新たな過疎対策法の制定

に関する意見書

する一般会計補正予算など

▽蔵柱、本郷(いずれも上宝町)の簡易水道の設備更新に1千900万円を増額する簡易水道事業特別会計補正予算など

人事案件(1件)

▽教育委員会委員に保谷卓也さん(八軒町)を任命することへの同意

▽新たな過疎対策法の制定

に関する意見書

する一般会計補正予算など

▽蔵柱、本郷(いずれも上宝町)の簡易水道の設備更新に1千900万円を増額する簡易水道事業特別会計補正予算など

人事案件(1件)

新型インフルの対処法

まずは電話で問合せください

●インフルエンザの予防法は?

- ・出かける場合にはなるべく人ごみを避ける。
- ・帰宅時や食事前には手洗いとうがいをする。
- ・睡眠を十分に取り、栄養に気を配る。
- ・室内を適切な温度や湿度に保つ。

●インフルエンザにかかったかな、と思ったら

*かかりつけの医師がいる場合

まず電話で問合せ、受診時間などの指示に従い、マスクを着用して受診

*かかりつけの医師がいない場合

発熱受診紹介窓口、または高山地域救急病院案内に電話でご相談ください。

発熱受診紹介窓口 ☎058-272-8860

平日(午前8時30分~午後6時)

高山地域救急病院案内 ☎0577-34-3799

土・日・休日、平日の上記以外

●自宅療養している患者さんの健康相談

新型インフルエンザ健康相談窓口

☎0577-33-1111 (内309)

平日(午前9時~午後5時)

問合せ先・関連ホームページ

○健康推進課 ☎0577-35-3160

<http://www.city.takayama.lg.jp/kenkouuishin/>

問合せ先

議会議務局
☎35-3152

国保
長寿医療の
制度改正

出産育児一時金4万円増

医療保険を通じて直接病院に支払う仕組みに

42万円にアップ

平成21年10月1日から平成23年3月末までの出産について、国民健康保険の出産育児一時金が、緊急少子化対策として現在の38万円から42万円(産科医療補償制度による3万円を含む)に引き上げられました。

また、出産費用に直接充てることができるように、医療保険を通じて直接病院に支払われる仕組みが変わります。

75歳誕生月の特例で 限度額は半額に

75歳になられた方は、その誕生月に誕生日前の「国民健康保険」と誕生日以後の「長寿医療制度」の2つに加入されます。それぞれの制度において医療費の自己負担に限度額を適用するため、負担が増加する場合がありますが、平成21年1月以降は、限度額が半額になりました(右下図)。

また、平成20年4月から12月までに75歳になられた方についても、同様に負担を

軽減することになりました。該当する方については、10月下旬ごろにご案内します。

●限度額の区分が「一般」の方の場合

	74歳までの月	75歳誕生月	翌月以降
国民健康保険	限度額 44,400円	限度額 44,400円 ↓ 22,200円	-
長寿医療制度	-	限度額 44,400円 ↓ 22,200円	限度額 44,400円

離職者に対する 国保料の減免

離職者に対する支援として、次の要件を全て満たす方を対象に、所得割額の2分の1を減免します。

- ・平成21年1月から平成22年3月末までに事業主の都合により離職された方
- ・求職活動を行っている方

問合せ先

保険医療課
☎35-3137